

○DNA型鑑定の利用に関する指針の運用上の留意事項等について

令和3年3月22日

道本鑑第4279号（生企・地・刑・研・交捜・公1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

DNA型鑑定については、「DNA型鑑定の運用に関する指針について」（令3. 3. 22道本鑑第4278号（生企・地・刑・研・交捜・公1合同））の通達（以下「指針」という。）を定め、引き続き適正な運用を図ることとしたところであるが、同指針の留意事項等については、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、「DNA型鑑定の運用に関する指針の運用上の留意事項等について」（平22. 11. 26道本鑑第2570号）（生企・地・刑・研・交捜・公1合同）の通達は、廃止する。

記

1 DNA型鑑定の活用目的（指針2の(2)の事項関係）

DNA型鑑定の活用の目的にある「被疑者でない者の捜査対象からの除外」とは、容疑者全てについてDNA型鑑定を実施しなければならない旨を意味するのではなく、誤逮捕の防止や被疑者の絞り込み等に活用するなどDNA型鑑定の有用性を意味するものである。

2 鑑定員（指針3の事項関係）

(1) 鑑定員の資格について

DNA型鑑定は、高度な専門的知識及び技能を必要とするほか、警察における統一的な運用を図る必要があることから、鑑定書の作成については、科学警察研究所長が交付するDNA型鑑定資格認定書（以下「認定書」という。）を有する鑑定技術職員が行う。

なお、認定書を有しない鑑定技術職員が検査補助者として作業に当たることは差し支えない。

(2) 鑑定員の認定について

認定書は、科学警察研究所法科学研修所の所要の研修課程を修了し、DNA型鑑定に必要な知識及び技術を修得したと認められる者に対し、科学警察研究所長から交付される。

なお、「所要の研修課程」とは、年度ごとに策定される「法科学研修所教養計画の指針」において定めるDNA型鑑定に係る課程をいう。

3 検査施設、鑑定方法等（指針4の事項関係）

(1) 検査施設について

DNA型鑑定に係る検査は、その安全性を確保するため、空調設備及びエアシャワー付のクリーンルームを備えたDNA型検査専用施設（以下「DNA型検査施設」という。）等において行わなければならない。

また、DNA型検査施設は定期的に点検を行い、おおむね以下に掲げる性能の維持に努めなければならない。

ア 温度 28℃を超えない程度

イ 湿度 60%を超えない程度

ウ エアークリーン度 J I S 清浄度クラス7程度

なお、DNA型鑑定に係る検査工程のうち、DNAの抽出からPCR増幅のために試料と増幅試薬を混合して密封するまで（以下「PCR増幅装置使用前」とい

う。)の工程は、DNA型検査施設において行い、PCR増幅装置を使用する以降の工程は、少なくとも、PCR増幅装置使用前の工程と場所を明確に区分して、空調設備を備えた検査施設において行わなければならない。

(2) 鑑定方法について

鑑定方法は、科学警察研究所長が指定する手順により実施するものとする。

また、検査機器及び検査試薬は、科学警察研究所長が指定するものを使用するものとし、指定以外の検査機器及び検査試薬は、一般的にDNAの研究目的で市販されているものを使用して差し支えない。

4 鑑定資料取扱上の留意事項（指針5の(2)の事項関係）

(1) 採取時の留意事項について

ア 乾燥血痕等の採取

凶器や着衣等、持ち運びが容易なものに付着した血痕や精液斑等は、付着したままの状態で採取することが原則であるが、持ち運び困難なものに付着しているなどこれにより難しい場合で、乾燥して血粉状又は鱗片状を呈するなど剥離可能な場合は剥がし取って採取すること。前記の方法のいずれにもより難しい場合には、蒸留水又は生理的食塩水で湿らせた綿棒等に転写するなどして採取することとなるが、この場合、鑑定の容易性を考慮し、できるだけ濃い状態での採取に努めなければならない。

イ 毛根鞘が付いている毛髪の収納

毛根鞘が付いている毛髪を収納する際の収納容器については、毛根鞘が密着して剥離が困難となるものは避けなければならない。

ウ ルミノール試薬等の使用限度

血痕を検索する際に使用するルミノール試薬、精液斑を検索する際に使用するSMテスト試薬等の噴霧については、その使用回数によってはDNAを破壊するおそれがあるため、その使用は必要最小限度（2回程度）にとどめること。

エ 鑑定嘱託されるまでの措置

採取等した資料については、鑑定嘱託されるまでの間、必要に応じ、凍結破損しない容器に収納して、冷凍庫又は超低温槽に保存すること。

なお、鑑定嘱託されるまでの間が短期間で、腐敗等の心配がない資料は、冷凍保存しないこと。

オ 口腔内細胞の提出を受ける際の措置

口腔内細胞の提出を受ける際には、滅菌等された適切な採取キットを使用するとともに、付属の説明書に記載されている指示に従って採取させた後、提出者の面前で密封を行うこと。

また、採取資料を汚染することのないよう十分注意すること。

カ 血液の採取時の措置

血液を採取する際は、必要以上に採取しないように心掛けること。

採取した新鮮血については、検査の容易性を考慮して、凝固防止剤（EDTA等）を用いて凝固防止に努めるものとする。

被疑者の身体からの採血は、その形態にかんがみ、鑑定処分許可状の発付を得て行うこと。さらに、採血に際して被疑者の抵抗が予想される場合など、直接強制が必要な場合は、鑑定処分許可状と併せて身体検査令状の発付を得て行うこと。

キ 鑑定嘱託時の措置

警察本部科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）へ資料を引き継ぐ際は、資料ごとに収納容器等に嘱託番号・資料番号等を表記するものとする。

(2) 現場資料の鑑定及び鑑定後の留意事項について

ア 再鑑定に配慮した試料の残余の取扱い

試料の残余が生じた場合は、鑑定員が鑑定嘱託をした警察署等へ原則として試料の残余とともに返却するものとする。この際、鑑定書等において、試料の採取部位とその残余の関係を明らかにし、鑑定後に返却した旨を記載するなど、それぞれの関係性が担保されるよう配慮すること。

イ 資料の残余又は試料の残余の適切な保存

資料の残余又は試料の残余は、再鑑定（科捜研が行うDNA型鑑定自体が将来高度化するなどの鑑定技術の進歩向上等を踏まえ、捜査の必要により行う再鑑定も含む。）に配慮し、冷凍庫に保存すること。

また、臓器等、超低温槽での保存が適切と判断されるものは科捜研と協議の上、適切な保存を行うこと。

なお、鑑定後に生じた試料の残余で再鑑定が可能と認められれば、試料の残余のみ冷凍庫等で保存することも差し支えない。

(3) 鑑定処分許可状等により採取した血液等の措置について

被疑者の身体から採取した血液等の「廃棄」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第121条第2項に定める押収物の廃棄処分とは異なり、鑑定処分許可状の性格上、当然に廃棄できるものをいう。すなわち、資料収集の手段、方法等は、鑑定に必要なかつ相当と認められる範囲のものであることが要求されていることから、鑑定処分許可状により採取する血液等は、鑑定目的を達成するために必要相当量でなければならない。

しかし、鑑定終了後、たとえ微量であっても、残量を生ずることは当然に予想されるところである。この場合、血液等の破壊という鑑定に必要な処分を許可する鑑定処分許可状の発付を受けて採取したものである以上、その処分については受鑑定人に委ねられており、これを廃棄することは当然に許容されるものと解される。

5 鑑定書等の取扱い及び保管（指針6の事項関係）

鑑定書その他鑑定結果又はその経過等が記録されている書類には個人情報が含まれるため、その取扱いに当たっては、刑訴法等の定めに従い適切に行わなければならない。

なお、「刑訴法等」とは、刑訴法第196条、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第9条及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条をいう。

また、「その経過等が記録されている書類」とは、鑑定に用いた検査方法やその経過の記録（ワークシート等）、鑑定結果に関わる各種分析データ等を意味するものである。これらは鑑定の客観性・信用性を担保するものであり、鑑定内容の確認や精査等が必要となる場合に備え、適切に保管しておくこと。